

## 同族会社業務主宰役員報酬の給与所得控除の法人課税所得加算に反対する決議

二〇〇六年度税制改革では、同族会社の業務主宰役員報酬について、給与所得控除相当額の損金算入を認めないとする法案が閣議決定され、本年四月より実施されようとしています。財務省は課税対象企業を「法人企業全体の二%、五万社程度」と試算し、法案では「特殊支配同族会社」が対象になる例外的な課税であるかのように説明しています。しかし、大阪同友会が二月十四〜十八日に実施した全会員アンケート調査によると財務省試算の一七・二倍にも上る三四・四%の法人企業が増税対象になることが判明しました。このように、多くの中小企業に負担を強いるだけでなく、中小企業の九〇%以上を占める同族会社を一方的に問題視する考え方は、中小法人の法人格を税法上否定するとも言えるものです。同時に、これだけの重要な法改定であるにもかかわらず拙速に実施しようとする政府与党の動きに対して強く反対するものです。

### 【反対理由】

- 一、昨年末の十二月十五日、与党税制改正大綱に突然登場し、わずか三ヶ月でこの四月に実施するというのはあまりにも乱暴なやり方です。しかも、十分な情報提供と議論がない中での実施という点で公正さを欠いていると言わざるを得ません。
- 二、一部の「特殊な中小企業」に関する例外的な課税ではないということです。多くの中小企業に過重な負担を強いることになるからです。
- 三、同族会社の役員給与と同族以外の会社の役員給与は、その経費性について違いはなく、同族会社だけに差別を設ける合理的な理由がないからです。
- 四、新会社法の施行により一人株式会社等の設立を容易にし、事業を法人組織にして発展させようとする政府の方向にも矛盾するものであり、起業家の意欲をそぐことにもなるからです。

右、決議致します。

二〇〇六年三月三日 大阪府中小企業家同友会 第十一回理事会

### 【要望内容】

右決議内容をご理解頂き、中小企業に多大な負担の加わる、同族会社業務主宰役員報酬の給与所得控除の法人課税所得加算に関する法案を白紙に戻して頂きますよう、今国会にてご尽力のほどお願い申し上げます。

大阪府中小企業家同友会

代表理事

岡本利雄

代表理事

堂上勝己

代表理事

畑野吉雄

様